



南足柄市



東京電力パワーグリッド

南足柄市と東京電力パワーグリッド株式会社とのカーボンニュートラル実現に向けた 共創推進に関する連携協定について

2023 年 6 月 21 日

南足柄市

東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

南足柄市（市長：加藤 修平）および東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社（支社長：岩村 佳紀）、以下「東電 P G」という。）は、本日、「南足柄市と東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に関する連携協定」（以下「本協定」という。）を締結しました。

本協定は、南足柄市の脱炭素社会実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、相互に連携及び協力を行い、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーの転換を推進し、脱炭素社会の実現と地域循環共生圏の形成を図ることを目的としております。

南足柄市は、2022 年 6 月に地球温暖化対策のため「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明し、2050 年における二酸化炭素排出量実質ゼロと、気候変動に強いまちの実現に向けた取組を進めております。

東京電力グループは 2050 年における CO2 排出実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進しております。

<連携事項>

- (1) 系統最大効率化を見据えた脱炭素に係る総合的取組に関すること。
- (2) 市域におけるエネルギーの地産地消、面的エリアエネルギーマネジメント等の推進に関すること。
- (3) 脱炭素型まちづくりに向けた電化等のエネルギー転換に関すること。
- (4) 森林吸収源対策や環境保全に関すること。
- (5) 災害時のレジリエンス強化に関すること。
- (6) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組に関すること。
- (7) その他、本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること。

南足柄市と東電 P G は、本協定の締結を契機に、様々な分野での連携を図ることで、2050 年における「南足柄市ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

別紙 1_連携協定書

別紙 2_連携協定概要図

以 上

本発表内容に関するお問い合わせ先について

南足柄市 環境経済部 環境課	瀬戸 TEL：0465-73-8006（直通）
東京電力パワーグリッド株式会社 神奈川総支社 飯野	TEL：045-394-1233（代）
	TEL：090-1846-9687（直通）
同 小田原支社 野崎	TEL：080-6672-9724（直通）

カーボンニュートラル実現に向けた共創推進に関する連携協定書

南足柄市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、南足柄市におけるカーボンニュートラルの実現に向けた持続可能な社会構築の推進に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用や、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会の実現とレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

- （1） 省エネルギーの推進に向けた取組に関すること
 - （2） 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関すること
 - （3） 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化）に関すること
 - （4） レジリエンスの強化に関すること
 - （5） 緑と水の豊かな自然と歴史・文化・伝統を生かしたまちづくりに関すること
 - （6） 前各号に掲げるもののほか脱炭素化に向けた取組の推進に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部について、甲との協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期

間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。
2 本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、双方が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年6月21日

甲：神奈川県南足柄市関本440番地
南足柄市
市長

乙：神奈川県小田原市本町1丁目9番25
東京電力パワーグリッド株式会社
小田原支社長

加藤 修平

岩村 佳紀

南足柄市と東京電力パワーグリッド（株）とのカーボンニュートラル実現に向けた共創推進に関する連携協定



【本協定の目的】

環境・エネルギー分野における脱炭素化を始めとした価値のあるまちづくりを共に創る「共創」を2者が連携しながら効果的かつ継続的に推進すること

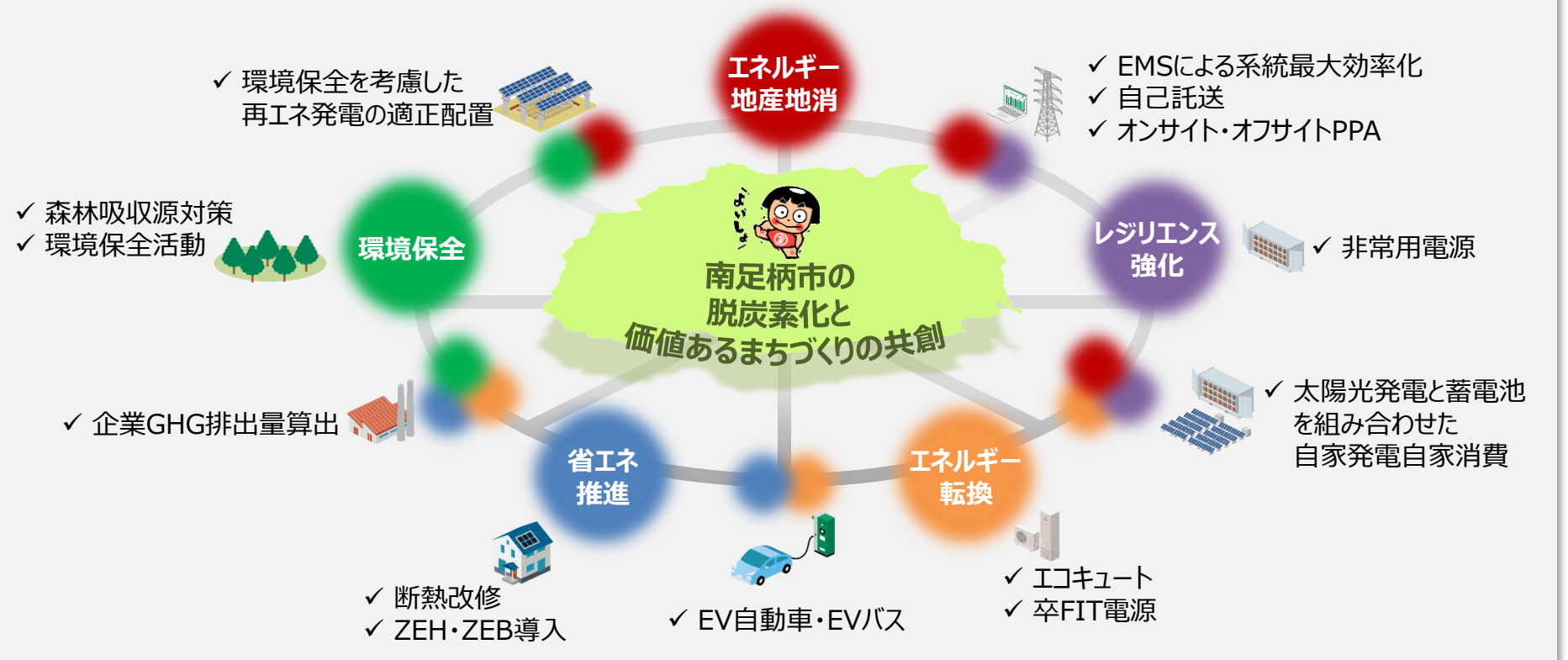


東京電力パワーグリッド



環境保全	エネルギー転換	エネルギー地産地消	省エネ推進	レジリエンス強化
緑と水の豊かな自然と歴史・文化・伝統を生かしたまちづくり	脱炭素化に向けたエネルギーへの転換(電化)	再生可能エネルギーの地産地消、面的利用	省エネルギーの推進に向けた取組	災害時のレジリエンス強化に向けた取組

【連携協定に基づく具体的な取組と目指す姿のイメージ】



南足柄市と東京電力パワーグリッド株式会社との
カーボンニュートラル実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式



加藤 修平 南足柄市長（左）と岩村 佳紀 東京電力パワーグリッド(株)小田原支社長（右）